

豊山町成年後見センターの概要について（案）

1 設置及び運営の主体

設置主体：豊山町

運営主体：社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会

* 豊山町が設置して、豊山町社会福祉協議会へ運営委託する。

2 事業計画

・運営協議会を設置・運営（年度当初開催）

センターの公正・円滑な運営を確保

関係機関の連携強化 等

・受任調整会議（年4回程度開催）

相談者の対応・支援策を検討

後見人候補者の推薦 等

・設立記念講演会（広報・啓発として実施）

対象者：住民、関係団体

・事業説明会（出張説明）

対象者：住民、関係団体

・研修会

対象者：関係団体

・相談対応

住民、関係団体等からの相談に応じる。

後見人等の受任手続き（申立手続き、後見人等候補者の推薦）を支援する。

3 組織体制

管理職（兼務）のほかに、

担当職員2名

〔正規職員（兼務）
嘱託職員〕

アドバイザー1名（法律専門職、非常勤）

4 予算

人件費

職員2名

事業費

委員謝金（運営協議会、受任調整会議）

設立記念講演会・研修会等講師謝金

アドバイザー謝金

保険料 等

事務費

パンフレット印刷費

図書費

通信費

事務諸費 等